

コワーキングスペース AWASELVES 利用規約

当利用規約（以下「本規約」）は、提供するサービス（以下「本サービス」）の利用に関する条件を定めるものです。コワーキングスペース AWASELVES（以下「当施設」）の利用を希望する場合は、必ず本規約の内容を確認、同意した上でお申込み下さい。また、本サービスの利用にあたっては、本規約に定める条件を遵守して下さい。

第0条	（はじめに）
第1条	（目的）
第2条	（会員資格と退会）
第3条	（本サービスの利用方法）
第4条	（利用料金）
第5条	（鍵の貸与）
第6条	（支払方法）
第7条	（利用時間）
第8条	（インターネット環境提供サービス）
第9条	（収納ボックス利用サービス）
第10条	（住所利用サービス）
第11条	（登記利用サービス）
第12条	（消費税率の変更）
第13条	（イベント）
第14条	（同伴利用者）
第15条	（会員資格の停止又は除名）
第16条	（免責）
第17条	（反社会的勢力排除）
第18条	（サービス提供の終了）
第19条	（個人情報取り扱い）
第20条	（損害賠償）
第21条	（協議事項）
第22条	（管轄裁判所）

第0条（はじめに）

当施設は、たくさんの方に伸び伸びと仕事をし、交流して頂くための施設ですので、細かい決まり事を作るのは本意ではありません。一方で、多様な生活様式や価値観を持つ人々が共同利用するにあたって、最低限のルール共有が必要とも考えています。想定不要と思われる項もあるかもしれませんが、本規約は運営者や利用者の安全を守るために設けました。みなさまが気持ちよく利用できる施設にするためにも、最後までお読み下さいますようお願い致します。

第1条（目的）

本サービスは、本サービスの利用者および利用法人（以下「利用者」）が当施設において生産性の高い仕事をし、かつ、利用者同士がお互いのスタイルを尊重し、時として相互の協働を以って、地域のビジネスコミュニティの場を作り、新たな提携や新規ビジネスの創出を目指すこととします。

第2条（会員資格と退会）

1. 本サービスの利用希望者は所定の手続きでサービスを申し込みますが、当施設の判断により、審査を行い、承諾しないことがあります。
2. 本サービスの利用は、申込をした個人単位、あるいは当サービスを運営する白浜社中と契約締結した法人のみ可能ですが、別途定めるイベント等の利用についてはこの限りではありません。
3. 利用者は月額会員、ビジター会員、イベント利用者、法人会員のいずれかを指し、利用に伴い有する権利を第三者に貸与および譲渡することはできません。
4. 月額会員とは、利用料を月額単位で精算する利用者を指します。
5. ビジター会員とは利用料を、時間または1日単位で精算する利用者を指します。
6. イベント利用者とは、AWASELVESでイベントを主催する者、イベントスタッフ、イベント参加者のいずれ

かを指します。

7. 月額会員、ビジター会員、イベント主催者は、本人確認書類を提示する必要があります。
8. 法人会員は法人格を有することが必要で、契約にあたっては定款の写しを提出するものとしませんが、公開企業についてはこの限りではありません。
9. 利用者は、登録情報に変更が生じた場合、当施設に対し、電子メール又は書面にて変更後の登録情報を速やかに届け出るものとします。
10. 月額会員が退会を希望する場合は、退会予定月の前月末までに、電子メール又は書面にて当施設に届け出るものとし、退会予定月の末日をもって退会することとします。
11. 退会后、再度利用開始を希望する場合は、新規申込に準じる手続きを経るものとします。

第3条（本サービスの利用方法）

1. 利用者は、所定の方法で申し込み手続きをした後、利用を開始できます。
2. 利用者は、当施設の他に、駐車場、トイレ、シェアキッチンが無料で使用できます。
3. 利用者は、シラハマ校舎内のシャワールームや宿泊棟などの利用はできません。
4. 利用者は、入・退出時は鍵を施錠し、関係者以外の立ち入り防止に努めるものとします。
5. 利用者のための什器、家具、文具、雑貨、書籍類等の備品は、当施設内において利用可能で、当施設の外に持ち出すことは不可とします。
6. 忘れ物は保管の後、経過日数や内容により、当施設判断で処分・撤去等の処置をします。
7. 利用者は、以下の事項を厳守し、当施設が共同スペースであることを忘れずに使用します。
 - ・喫煙、飲酒、刺青やタトゥーの露出、その他迷惑行為全般は不可とします
 - ・居住、宿泊、睡眠を目的とした利用は不可とします
 - ・飲食は可能ですが、食べこぼしや臭いに気を付けて利用します
 - ・汚してしまった場合には、他の利用者が気持ちよく使用できるよう、十分な清掃を行います
 - ・ゴミは必ず持ち帰るものとします
8. サービス内容は変更することがあります。この場合、当施設は事前に利用者に告知します。

第4条（利用料金）

1. 月額会員およびビジター会員の施設利用料金は別途定めます。
2. イベント利用をする場合の料金は、都度設定します。
3. 利用者は、初回利用時に、施設利用料金とは別に登録料100円を支払うものとします。ただし、別途定めるイベントの参加者についてはこの限りではありません。
4. 法人会員の利用料金は、都度、契約にて定めるものとします。

第5条（鍵の貸与）

1. 利用者は、必要に応じて鍵が貸与され、当施設にデポジット（保証金）を預託します。
2. 月額会員のデポジットは、退会時、鍵の返却に際して返金されます。利用者が鍵の紛失、複製等をした場合、返金はされません。
3. ビジター会員、イベント主催者のデポジットは、退出時、鍵の返却に際して返金されますが、鍵の紛失、複製等をした場合、また時間内に返却をしなかった場合、デポジットは返金されません。
4. 法人会員のデポジットは、解約あるいは契約期間満了時、鍵の返却に際して返金されます。法人会員の利用者が鍵の紛失、複製等をした場合、返金はされません。

第6条（支払方法）

1. 月額会員の支払い方法は以下の通りに定めます。
 - ・月額利用料は、翌月ご利用分を前月25日までに支払うものとします
 - ・当施設指定の振込先又は現金による受け渡しとします
 - ・結果的に利用がなかった場合でも、利用料金の返金は不可とします
 - ・月単位での清算につき、日割りでの清算は不可とします
2. ビジター会員は、利用申込時に現金で支払うものとします。
3. イベント利用の場合は、主催者がまとめて現金にて支払うものとします。

第7条（利用時間）

1. 月額会員およびビジター会員の利用時間は別途定めます。

2. イベント利用者は、開催時間のみ利用可（イベント前後の入室利用不可）とします。
3. いずれの利用者も原則として規定時間外の利用はできませんが、当施設に事前の申し出があった場合のみ、相談に応じるものとします。

第8条（インターネット環境提供サービス）

1. 本サービスは利用者に対しFree Wifiを提供していますが、回線速度やエラー、不具合等に関する保証はありません。
2. 利用者が当施設の提供する回線を用いてインターネットへ接続し、ウィルス感染や不正アクセス等のトラブルが発生した場合、当施設は一切の責任を負わないものとします。
3. 当施設が業務上必要であると認める場合又はやむを得ない事由が発生した場合、インターネット環境提供サービスを一時停止又は休止することができるものとします。
4. 当施設がインターネット環境を提供することができないことにより、利用者には何らかの損害が生じた場合、その損害について賠償は致しません。

第9条（収納ボックス利用サービス）

1. 本サービスの利用者が、当施設に設置されている収納ボックス（以下「ボックス」）の使用を希望する場合、事前にその旨を申し出るものとし、利用可能なボックスがあり、当施設が利用を認めた場合、ボックスを使用することができます。
2. ボックスを著しく損傷させた場合は、速やかに申告し、経年数に関わりなくボックス代の弁償金を当施設に対し支払うものとします。
3. ボックスへの収容物の出し入れ可能な時間は、当該利用者の属する会員資格に定める利用可能時間に準じるものとします。
4. 利用者は、ボックス使用料として1個あたり300円(税込)／月を支払うものとします。
5. 利用者は、収納ボックス利用サービスの利用終了を希望する場合、当施設にその旨を申し出るものとし、利用終了までに収容物を撤去の上、所定の位置に配置します。サービス利用終了後にボックスに残された物があった場合は、当施設の判断において、撤去、処分、廃棄、その他適切な処置をすることができるものとします。
6. 当施設は、災害時、緊急時、その他当施設が必要と判断する場合、利用者の承諾を得ることなく、ボックス内の点検、収容物の確認を行うことができるものとします。
7. 以下に掲げる物については、ボックスの収容を禁止するものとします。
 - ・ 金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳、その他貴重品の類
 - ・ 揮発性若しくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物
 - ・ 臭気を発する物、不潔な物、汚損・毀損・腐敗変質の可能性のある物
 - ・ 食品類、生物および動物、そのほか、当施設での保管に適さないもの
 - ・ 法律に抵触若しくは犯罪に関わるものと疑われるもの
8. 利用者が収容禁止物を保管していることが判明した場合は、直ちに当該利用者のボックス利用を停止することができるものとし、当施設の判断において、当該収容禁止物の撤去、処分、廃棄、届け出、その他適切な処置をすることができるものとします。
9. 収納ボックス利用サービスについて、次の各号に該当する事象に遭遇した場合、当施設は利用者に対し、損害賠償責任を負わないものとします。
 - ・ 収容物の滅失、毀損、品質低下、盗難等の損害が生じたとき
 - ・ 利用者の使用方法に誤りがあり、それを原因として損害が生じたとき
 - ・ 司法権の発動により、関係官公署から収容物の提出を求められたとき

第10条（住所利用サービス）

1. 住所利用サービスは、月額会員が所定の申し込みを行い、当施設が承諾したときに限り利用することができます。また、住所利用サービスのみの利用は不可とします。
2. 住所利用サービスの利用料は月額10,000円(税込)とし、申し込み時に支払います。1カ月単位で提供するサービスのため、日割りでの精算は不可とします。
3. 住所利用サービスの利用にあたっては、当施設で実体のある営業活動が必要になります。
4. 住所利用サービスを利用した場合、利用者宛の郵送物は当施設が受領します。
5. 受領した郵送物は、利用者共有の宅配ボックスに保管し、利用者毎の仕分け、保管は致しません。小包など宅配ボックスに入らないものには関しては受領の代行は不可とします。

6. 以下に該当する郵送物、宅配便については利用できません。

- ・金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に係るもの
- ・運転免許証等の本人確認書類およびマイナンバーカード
- ・生もの、冷蔵冷凍品等
- ・支払を要する郵便物、内容証明郵便その他法的書類
- ・郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
- ・法律に抵触し又はその恐れのある郵便物
- ・その他、当施設が受領し又は保管が困難であると判断した郵便物

7. 前項に基づき、当施設が代行して受領した郵便物は、受領の日から1か月に限り保管するものとし、1か月を超えた場合には当施設の判断により処分するものとします。

8. 当施設が受領した郵便物に損害が生じた場合、当施設は一切の責任を負いません。

第11条（登記利用サービス）

1. 登記利用サービスは、月額会員が所定の申し込みを行い、当施設が承諾したときに限り、当サービスを利用することができます。

2. 登記利用サービスは第10条に定める住所利用サービスと同時でなければ利用することができず、登記利用サービスのみの利用は不可とします。

3. 登記利用サービス利用中であっても、当施設が当施設での登記に不相当と判断した場合には事前告知なく契約解除できるものとします。

4. 登記利用サービスについては月額10,000円(税込)とし、申し込み時に支払います。1カ月単位で利用するため、日割りでの精算はできません。

第12条（消費税率の変更）

利用者は、消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、本規約において定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他の税込価格についても同様とします。

第13条（イベント）

1. 当施設ではイベントやワークショップの実施を推奨し、利用者はこれを了承するものとします。

2. 主催者は、参加者による備品破損等の責任は全て負い、賠償に応じるものとします。

3. 開催を希望する場合、所定の方法で申込をし、事前の承認を得た上で開催が可能となります。

4. 開催により、他の利用者の本サービスの利用に支障が生じる場合には、開催前に速やかに、当該イベント等の内容、開催日時を利用者に対して告知するものとします。

5. 主催者はイベントに関する所定の利用料を、当施設が指定する期日及び方法にて支払います。6. 当施設が主催、又は認定したイベント等を開催する場合、当施設が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。この場合、当施設は事前に会員に電子メール又は掲示にて通知するものとします。

第14条（同伴利用者）

1. 当施設の会員以外の者が、当施設の会員と同伴して本サービスの利用を希望する場合の優遇はありません。同伴者は本規約に沿って申込をし、料金を支払います。

2. 当施設の会員が当施設の許可なく同伴者を招き入れた場合には、不法侵入として直ちに警察に届け出をし、かつ、通常のワンタイムメンバー利用料金の3倍を当該の会員が支払います。

第15条（会員資格の停止又は剥奪）

1. 当施設は、利用者が下記のいずれかの行為を行った場合、理由の如何に関わらず会員資格を停止、又は剥奪することができます。

- ・当施設内での喫煙、火器の取り扱い、刺青(タトゥー)の露出
- ・貸与している鍵の複製

・当施設又はシラハマ校舎の利用者に迷惑を及ぼす行為、騒音、振動、臭気等を発し、迷惑を及ぼす可能性のある物品の持ち込み

- ・当施設又はシラハマ校舎共用部分を占有すること又は物品を置くこと
 - ・法律、条例に反する行為又は反する恐れのある行為
 - ・暴力団員が関係する一切の事業
 - ・政治活動及び宗教活動、スピリチュアルビジネスに関する活動
 - ・マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売
 - ・アダルト、出会い系等、未成年や青少年に有害な情報を発信する事業
 - ・公序良俗に反すると当施設が判断した行為
 - ・提出書類に虚偽があった場合
 - ・当施設や他の利用者、第三者に損害を与える恐れがあると判断した場合
 - ・当施設へ利用料、その他本サービスの利用に基づき発生する料金を支払わないとき
 - ・その他、前各号に準ずる重大な事由が生じ、当施設が不相当と認めた場合
2. 前項の事由により、会員資格が停止又は剥奪された場合、支払済の利用料金は返金されません。

第16条（免責）

1. 当サービス利用時の貴重品管理や機密情報の管理等は利用者の責任において行うものとし、当施設は一切の保障を行いません。当施設は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。
2. 利用者同士が当施設で行う事業の連携等は、自己の責任において実施するものとし、利用者および外部連携者間のトラブル等について、当施設は一切の責任を負わないものとします。
3. 天変地異、法改正、公的機関による処分・命令、その他当施設の合理的支配が及ばない事由等を原因として、本サービスの提供ができなくなった場合により、利用者に損害が生じたとしても、当施設は一切の責を負わないものとします。
4. 当施設は、下記の事項に該当する場合、利用者及び利用法人に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を休止することができます。
 - ・設備の不具合により、十分なサービスを提供することができないと当施設が判断した場合
 - ・当施設およびシラハマ校舎が存する建物の定期および緊急の点検・工事等が行われる場合
 - ・火災、停電、天変地異、法改正、公権力による処分・命令、その他当施設の合理的支配が及ばない事由等により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - ・通信事業者がサービスを中断又は中止し、電気通信サービスの提供ができなくなった場合
 - ・その他、当施設が運営上休止する必要があると認めた場合
5. 当施設が前項の規定に従い本サービスの提供を休止する場合、利用者は、本サービスの休止に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第17条（反社会的勢力排除）

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力団、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
 - ・暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ・取引に関して、脅迫的な言辞又は暴力を用いる行為
 - ・風説の流布、偽計、威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
3. 当施設は利用者が前2項に違反した場合、何らかの手続きを要することなく、直ちに利用者および関係者の利用資格を剥奪することができるものとします。
4. 前項に定める解除は、当施設とその利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。

第18条（サービス提供の終了）

1. 当施設は利用者に対し、事前に通知することによって、本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。
2. 当施設が前項の規定に従い本サービスの提供を終了する場合、利用者は本サービスの終了に伴い発生した損害の賠償、その他一切の請求をできないものとします。

第19条（個人情報の取り扱い）

当施設は、本サービスの申込又は利用等を通じて知り得た利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとしますが、次の各号の

いずれかに該当する場合は第三者に開示・提供することがあります。

- ・ 個人又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合
- ・ 裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が必要な場合
- ・ 本サービスの運営維持のため必要不可欠と判断する合理的な事由が生じた場合

第20条（損害賠償）

利用者は、本サービスの利用に際し、もっぱら自己の責に帰すべき事由により当施設又は他の利用者に損害を与えた場合には、自らの費用と責任において解決にあたるものとし、当施設および他の利用者には一切迷惑をかけないものとします。

第21条（協議事項）

本規約の解釈に疑義が生じ、又は本規約に定めのない事由が生じたときは、当施設及び利用者は、協議の上で解決することを目指すものとします。

第22条（管轄裁判所）

本サービスに関する一切の訴訟は、訴額に応じて所在地の管轄裁判所に定めるものとします。

（2017年 5月 15日施行）

（2017年 6月 22日改定）法人会員の利用を定める

（2017年 11月 10日改定）ナイトドロップインの利用を追加

（2019年 2月 5日改定）シェアキッチンの利用を追加

コワーキングスペース AWASELVES
千葉県南房総市白浜町滝口 5185-1